

狩猟鳥獣の見直し等について【検討の結果】

平成24年3月13日
狩猟鳥獣の見直しに関する検討会

平成24年2月15日及び3月13日に本検討会において検討を行った狩猟鳥獣の見直し等については、別添のとおりとすることが適当である。一方、引き続き検討を要する課題が以下のとおりあると考えられるので、今後、適切に対応されることを期待する。

- モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣（特にウズラ、ヤマドリ、ヤマシギ）について、モニタリング手法を検討し、地方公共団体等に対して適切に指導すること。
- 狩猟鳥獣の考え方や情報収集のあり方等について検討すること。
また、狩猟鳥獣における外来鳥獣の位置づけについて、検討すること。
- ニホンジカ、ニホンザル、クマ類については、特定鳥獣保護管理計画による計画的な管理を推進すること。また、狩猟鳥獣についても、狩猟、有害捕獲、個体数調整を適切に組み合わせて対処すること。

1. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第1項関係)

環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の右欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
<p>ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（ファシアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（ファシアヌス・コロキクス・カルポウイ）を除く。）</p>	<p>全国の区域（ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌にあつては放鳥獣をされたヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジ（ファシアヌス・コロキクス）の雌にあつては放鳥獣をされたキジ（ファシアヌス・コロキクス）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）</p>	<p><u>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</u></p>
<p>ウズラ（コトゥルニクス・ヤポニカ）</p>	<p>全国の区域（放鳥獣をされたウズラ（コトゥルニクス・ヤポニカ）の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）</p>	<p><u>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</u></p>
<p>ヒヨドリ（ヒプスイペテス・アマウロティス）</p>	<p>東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域</p>	<p><u>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</u></p>
<p>ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）</p>	<p>三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域</p>	<p><u>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</u></p>
<p>シマリス（タミアス・スイビリクス）</p>	<p>北海道の区域</p>	<p><u>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</u></p>

2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第2項関係)

環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の右欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
マガモ（アナス・プラテュリユンコス）、カルガモ（アナス・ポエキロリユンカ）、コガモ（アナス・クレカ）、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）及びクロガモ（メラニタ・ニグラ）	合計して五羽（ただし、網を使用する場合にあっては、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに二百羽）
エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）	二羽
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリングィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）	合計して二羽
コジュケイ（バンブスィコラ・トラキカ）	五羽
バン（ガルリヌラ・クロロプス）	三羽
ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）及びタシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）	合計して五羽
キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）	十羽
ニホンジカ（ケルヴス・ニポン）	一頭

3. 狩猟鳥獣

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条関係)

科名	種名
動物界 一 鳥綱 (一) ペリカン目	
う科	カワウ (ファラクロコラクス・カルボ)
(二) こうのとり目	
さぎ科	ゴイサギ (ニユクティコラクス・ニユクティコラクス)
(三) かも目	
かも科	マガモ (アナス・プラテュリユンコス) カルガモ (アナス・ポエキロリユンカ) コガモ (アナス・クレカ) ヨシガモ (アナス・ファルカタ) ヒドリガモ (アナス・ペネロペ) オナガガモ (アナス・アクタ) ハシビロガモ (アナス・クリュペアタ) ホシハジロ (アイテュア・フェリナ) キンクロハジロ (アイテュア・フリグラ) スズガモ (アイテュア・マリラ) クロガモ (メラニタ・ニグラ)
(四) きじ目	
らいちょう科	エゾライチョウ (テトラステス・ボナスィア)
きじ科	ウズラ (コトゥルニクス・ヤポニカ) ヤマドリ (スイルマティクス・ソエンメルリンギィ) (亜種コシジロヤマドリ (スイルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ) を除く。) キジ (ファスィアヌス・コロキクス) コジュケイ (バンブスィコラ・トラキカ)
(五) つる目	
くいな科	バン (ガルリヌラ・クロロプス)
(六) ちどり目	
しぎ科	ヤマシギ (スコロパクス・ルスティコラ) タシギ (ガルリナゴ・ガルリナゴ)
(七) はと目	
はと科	キジバト (ストレプトペリア・オリエンタリス)
(八) すずめ目	

ひよどり科	ヒヨドリ (ヒプスイペテス・アマウロティス)
はたおりどり科	ニューナイスズメ (パセル・ルティランス) スズメ (パセル・モンタヌス)
むくどり科	ムクドリ (ストウルヌス・キネラケウス)
からす科	ミヤマガラス (コルヴス・フルギレグス) ハシボソガラス (コルヴス・コロネ) ハシブトガラス (コルヴス・マクロリュンコス)
二 哺乳綱 (一) ねこ目	
いぬ科	タヌキ (ニュクテレウテス・プロキオニデス) キツネ (ヴルペス・ヴルペス) ノイヌ (カニス・ファミリアリス)
ねこ科	ノネコ (フェリス・カトウス)
いたち科	テン (マルテス・メランプス) (亜種ツシマテン (マルテス・メランプス・ツエンスイス) を除く。) イタチ (ムステラ・イタツィ) (オスに限る。) チョウセンイタチ (ムステラ・スイビリカ) (オスに限る。) ミンク (ムステラ・ヴィソン) アナグマ (メレス・メレス)
あらいぐま科	アライグマ (プロキオン・ロトル)
くま科	ヒグマ (ウルスス・アルクトス) ツキノワグマ (ウルスス・ティベタヌス)
じゃこうねこ科	ハクビシン (パグマ・ラルヴァタ)
(二) うし目	
いのしし科	イノシシ (スス・スクロファ)
しか科	ニホンジカ (ケルヴス・ニポン)
(三) ねずみ目	
りす科	タイワンリス (カルロスキウルス・エリュトウラエウス) シマリス (タミアス・スイビリクス)
ヌートリア科	ヌートリア (ミオカストル・コイプス)
(四) うさぎ目	
うさぎ科	ユキウサギ (レプス・ティミドウス) ノウサギ (レプス・ブラキュウルス)